正しいパターナリズムと不正なパターナリズム

一 ワークフェアをどう正当化するか 一

畑本 裕介

要旨

この論文の目的は、「パターナリズム」概念の積極的な側面を取り出し、ワークフェア政策の正当性について考察し、必ずしも不正なものではないと主張することである。そのために、社会変動論の視点を活用する。まずは、「新しいパターナリズム」概念が登場し、従来の用法とは違った意味合いが込められるようになったことを、デブリン・ハート論争の検討を通して確認する。その後、いくつかの留保を付けた後、パターナリズムには負の側面ばかりではないという提案を行いたい。

次に、社会変動論の視点から、現代におけるパターナリズム概念の置かれた状況を考察する。パターナリズムは、時代状況によって批判の対象となったり、積極的に評価されたりする。規律訓練型社会から排除型社会へと移行した現代では、パターナリズムが積極的に評価される社会状況になったと考えられると提案したい。

その後、現代福祉国家において最もパターナリズムが活用されている事例としてワークフェア政策を取り上げる。この政策への批判に応えることで、現代社会におけるパターナリズムの正当性を論証したいと思う。

キーワード:パターナリズム、ワークフェア、排除型社会、福祉国家、社会政策

1. はじめに

この論文は、とかく批判の対象とされやすい「パターナリズム」(paternalism)概念の現代社会での機能を考察するものである。批判の対象と書いたが、この概念には不正と評価される側面がある半面、正しいと評価される側面があることを確認するのがここでの目的である。とりわけ、前期近代から後期近代への社会変動が本格化した現代においては、正しいと評価されるべき条件を選り分けていく必要性が喫緊の課題になっていると考えられる。

従来は正しいのか不正なのか一方的に分類されてきた様々な概念が、その両面において評価され直された上で、真の可能性があぶり出されるという思考法が一般化してきた。例えば、マイケル・ウォルツァーの主著『正しい戦争と不正な戦争』が評判を得たことがその典型であろう¹⁾。戦争という人間性のおかれる極限状況をもたらす政治的な決定ですら、そのすべてが必ずしも不正なもの

ではないと主張されるのである。この論文でもこうした思考法を採用することにしたい。どのような概念であれ、もともとは何らかの社会現象を肯定したり否定したりする必要から生み出されたものが多い。しかし、どちらか一方を過度に強調するあまり、概念のもたらす社会認識が社会の現状の重要な側面を隠ぺいしてしまうことは大きな損失だと考えるからである。

この論文は、社会学の立場からの考察である。 現在へ連なる社会変動を考察した上で、現代社会 ではパターナリズムのある側面は批判の対象では なく、むしろ積極的に評価される時代に入りつつ あると主張したい。よって、ここで述べる現代社 会において必要とされるパターナリズムを正しい パターナリズムと呼ぼう。

どのような時代においても、正しいものと不正なものが混在するから、それらを見極めるには基準を設定することが重要である。しかし、ひとまずこうした考察は、政治哲学の作業に委ねたい。

(所属)

¹⁾ 山梨県立大学 人間福祉学科 福祉コミュニティ学科 准教授

この論文では、現代社会という文脈の中でパターナリズムのとある側面が正しいとみなされる社会的条件について考察する。また、こうした考察から考えられる範囲で、現代社会における基準の設定に対して一定の提案を行いたいと思う。

論者は、社会政策とりわけその一領域である福 社政策に関心を寄せている研究者である。近年福 祉給付の形態変化の特徴の一つとして、福祉と就 労を組み合わせるワークフェアが注目されてい る。しかしながら、この考え方には批判も多い。 論者は、一定の留保をつけたワークフェアに賛成 しており、この立場に向けられる批判に対して一 定の反論をしておきたいというのもこの論文の趣 旨である²⁾。

論の進め方として、まずはパターナリズムの定義や従来の思想の中での取り扱われ方の特徴を取り上げ議論の導入とする。その後、いくつかの権力論に関係する社会理論を追いかけることで、社会状況によって、パターナリズムがどのような評価を受けてきたか、もしくは受けるようになったかを社会学的に考察する。最後に、現代という社会的文脈の中でどのようにパターナリズムを位置づけるべきかについていくつかの提案を行いたい。

2. パターナリズムとは

2.1 パターナリズムの定義

パターナリズムとは、「ある人の行為が他人の利益を侵害するわけではないのに、そのような行為はあなたのためにならないから止めなさいとか、もっとこういうことをしなさいといって干渉すること」³⁾である。近代社会においては、批判の対象として、その制限について論ずるのが一般的であり続けたと言っても過言ではないだろう。

前近代においては、人々の自由意思は相対的に 尊重されておらず、伝統的身分秩序にもとづく家 父長制的関係が人々の行為を方向付けていた⁴⁾。 後に述べるウェーバーの伝統的支配の社会であ る。こうした社会では自由意思を侵害するパター ナリズムは問題とされなかった。しかし、近代以 降の社会において、主体的個人の自由意思を出発 点として社会制度を正当化する必要が生まれてからは、自由意思を侵害する他者による作為が正当か不当かを判定することが重要であると強調されるようになった。

有名な J.S. ミルの『自由論』では、「それが他の人の目から見て賢明であり或いは正しいことであるとさえもあるとか、という理由で、このような行為をしたり、差し控えたりするように、強制することは、決して正当ではありえない」⁵⁾ と述べられる。ここでは、直接的にパターナリズムという言葉が取り上げられている訳ではないが、自由の定義において、このパターナリズムがないことが重要な要件になっていると推定される。近代自由主義の唱える自由概念の出発点といってもよい著作で、他者からの干渉をいかに退けるかということに自由の基準が求められているのである。このように、近代の理念において、パターナリズへの反発は大きなモチーフとなってきた。

とはいえ、近代社会であっても、パターナリズムのすべてが否定されるのではない。ミル自身も、未成年や「他の人々の世話を受ける必要のある状態にある人々」⁶⁾、当時の意味合いでの未発達の社会状態にある人々などは例外であるとして、一定の行為の強制を認めている。よって、問題となるのは、パターナリズム一般を否定することではなく、どういったパターナリズムは正しくて、どういったものは不正なのかといった議論であろう。

もう一つ、同じ行為の強制であっても、時代ごとにその線引きが変わってくるという問題もある。社会状況によって変動する、概念の社会学的意味論の問題である。他者からの干渉のない自由意思をどのように尊重するかといった問題には、近代社会とはいえ時代ごとの解釈が存在する。自由意思は、短慮であれ自己決定のすべてであるとみなす場合もあるだろう。一方で、熟慮にもとづく合理的判断のみを自由意思と考える場合もある。時代ごとに解釈が異なるのであれば、パターナリズムの正当性についても、時代ごとにその意味合いが変わってくるということになる。

パターナリズム批判が盛んな時代には、微細な

領域にまでパターナリズムの掘り起こしが行われ、どんな細やかなものであれやり玉に挙げられてきた。とはいえ、次の段階として、その有用性が再発見されて再評価される段階が訪れるかもしれない。この論文は、こうした社会のもつ時代的なコンテクストの変容を取り上げるのが課題である。

2.2 新しいパターナリズム観

現代パターナリズム論において、旧来のパターナリズムとは違った意味付けを行うのが一般的になっており、パターナリズムへの見解が大きく変わっている。この新たなパターナリズム観を検討しなければ、パターナリズムとはしょせん権力の正当化メカニズムに過ぎないと考えられ兼ねない。その領域内において排他的な統治権を有するという意味での主権をもった国家によってパターナリズムが行使される時には、権力の制限についての考察が欠かせないのは当然だからである。

現代のパターナリズムをめぐる議論においてとりわけ注目されるのは、パトリック・デブリンとH.L.A.ハートの間で行われたデブリン・ハート論争であろう。この論争において、ハートは、デブリンの見解を批判しつつ、パターナリズムを新たな意味合いで捉え直した。花岡の論文をもとに以下に整理しておきたいで。

イギリスにおいて、1957年に同性愛と売春に関する政府委員会によりウォルフェンデン報告(the Wolfenden Report)が提出された。この報告は、「売春も、路上で公然となされる一般の人々の不快である行為を禁止すれば足りるという結論」⁸⁾を出したものであった。すなわち、他人に危害を及ぼす行為を防ぐ目的に限ってある行為者の自由に国家が干渉することができるという「侵害原理」(harm principle)を尊重する一方で、道徳の維持を理由とする干渉は否定するものである。ハートはこの立場を支持した。

一方で、デブリンは、リーガル・モラリズムの 立場を主張し、公共道徳の維持のために法的行為 として国家が個人の行為に干渉することは正当化 されるとした。このデブリンの主張に対抗するた めに、ハートは新しい装いを施したパターナリズムを主張することになる。

ここでいう新しいパターナリズムとは、侵害原 理を支持しモラリズムの無制限な拡張をけん制す るために考案された論理である。偶然の事故など において意識せずに自害の行動を取ろうとする人 を引きとめることも一種のパターナリズムである が(例えば、上からものが落ちてくるのに気がつ かない人をひきとめるなど)、ここで自由への干 渉が不当であると見なされることはないだろう。 ところが、侵害原理だけでは、こうした干渉でも 無思慮に制限されてしまう恐れがある。よって、 侵害原理の正当性を維持していくためには、それ を補足するものと限定した上でのパターナリズム を認めていく必要がある。すなわち、「人を本人 自身から保護する」のを理由とすることに限定し たパターナリズムを主張することによって批判を かわし、公共道徳を法的判断のなかに無制限に組 みこんでいくリーガル・モラリズムに歯どめをか けることができると主張したのであった。

こうした新しいパターナリズムは、自由主義社会においても基本的に受け入れられる立場であろう。この論文で主張するパターナリズムも、行政行為の当不当を判断する限りでは、ハートの主張を根拠とするものである。よって、国家権力を無制限に擁護することを意図するものではない。

ただし、この論文では、リーガル・モラリズムではないモラリズム自体は否定していない。ハートの意図はモラリズムの批判にあったのだろうが、ここで支持したいのは、制限されたパターナリズムのあり方、すなわち権力の拡張に資する意味でのパターナリズムを制限する定義を採用している部分のみである。マイケル・サンデルが、正義と権利の問題を論ずる際に道徳的言説を切り離すことは不可能であると論じているように⁹⁾、もはやモラリズム抜きで国家の法的・政治的方針を定めるのは現実的ではないからである¹⁰⁾。

2.3 その他の補足

この論文は、社会変動の状況から、パターナリズムが必要なものとして要請される事態を描出し

ていくものであるが、この言葉の定義を確認する 最後に、予め想定されるいくつかの懸念に対して 応えておきたい。

まずは、日本独特の事情から、パターナリズムという言葉には拒否反応が示されやすいということである。第二次世界大戦・太平洋戦争における「戦争による報われぬ死の堆積」¹¹⁾への反省から、日本の思想状況は国家による干渉には敏感であり続けている。丸山真男の論文「超国家主義の論理と心理」は、こうした状況をもたらした事情を良く説明している。

西欧では、宗教改革と 16、17世紀の宗教戦争のなかから近代国家が成立した。その際に、果てしない闘争の末、国内のキリスト教各宗派は自らの信条を政治的に貫徹させることを諦めざるを得なくなった。宗派ごとの宗教的権威を持続させるためには、人々の主観的内面を公権力(政治的権力)から分離させざるを得なくなったのである。このとき国家とは、カール・シュミットが言ったような中性国家、すなわち技術的・中立的な存在で、個人の内面的な意思には介入しないものと考えられるようになった。

しかるに、歴史的事情の異なる日本では、この分離が進むべくもなかった。すると、「凡そ国家秩序によって捕捉されない私的領域というものは本来一切存在しないこととなる。我が国では私的なものが端的に私的なものとして承認されたことが未だ嘗てないのである」¹²⁾。丸山真男は、こうした歴史的状況にある日本で行われる国家の干渉は、個々人の主観的内面の独立を侵す「超国家主義」に陥らざるを得ないと指摘したのだった。

こうした歴史的に独特の事情を有する日本においては、その当人の利益を慮ってとはいえ、国家権力が当人の意志に反する形で行為に干渉してくる事態には、他の国以上に警戒されるのは仕方のないことであると言えよう。

とはいえ、恐れありとして議論をしないというのでは、社会変動に伴う社会的条件の変化に対応できるものではない。一方の立場にこだわるあまり論争自体を封印するやり方は、実りの少ない「滑りやすい坂(slippery slope)」¹³⁾の議論であり、

乗り越えるべき課題の一つである140。

もう一つ確認すべきことは、パターナリズムの語源にまつわる語感の問題である。パターナリズムという言葉が、英語に登場したのは 1881 年であるが、16世紀より父権的権威(paternal authority)という言葉が存在し、パターナリズムの語源となった ¹⁵⁾。父権的権威という言葉や、当初のパターナリズムという言葉には、ジェンダー論的な含意があっただろう。とはいえ、とりわけ新しいパターナリズム論が登場してからは、男性と女性の違いを強調する意味合いはなくなっている。もちろん、この論文においても、こうした含意は一切ないことをここで確認しておきたい。さらには、ジェンダー論において批判の対象となっている家父長制(patriarchy)とも関係のない言葉であると確認しておきたい。

3. 権力の作動形態の変化とパターナリズムの関連性について

以上の節において、社会変動という言葉を多く用いて、パターナリズムの置かれた社会的条件が変わってきたと繰り返し述べてきた。では、具体的にその変化とはどのようなものなのだろうか。パターナリズム批判が行われるのは、本人の意思によらずにその行為に干渉することが、その時代の権力構造と結びつくメカニズムが存在するとされることが大きな理由である。それならば、権力の作動形態の変容を追いかけたうえで、パターナリズムに関連する社会的条件の変容を考えるべきだろう。権力の作動形態とは、社会統制の作用のあり方によって具体化する。よって、以降には、時代ごとの特徴的な社会統制の状況を確認していこう。

3.1. 法による統制が中心の時代から法によらない統制が中心の時代へ

近代初期においてマックス・ウェーバーは、近代社会の特徴は、法を中心とした合理的な支配が進展する脱魔術化(disenchantment)の過程であるとした。すなわち、彼にとって近代とは法の支配がすべてに貫徹する社会であった。この論理

からすると、近代初期において統制の中心的形態となるように目指されたのは、法とその実施者である官僚制を整備することであったということになる。周知のごとくウェーバーは、支配の正統性のタイプとして伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配の三つをあげた。このうち、合法的支配を行うことで、近代社会は国家を始めとした社会に存在する権力を人々に正当な存在として承認させ、社会統制が有効に機能したのである¹⁶⁾。

日本においても、明治維新後、西洋式の近代法を整備して社会を合理的なものにしようとした歴史がある。海外から法学者を招聘し、近代国家の仕組み・構造とされるものを社会に取り入れる学習を行ったり、明治憲法制定(1890(明治 23)年)という、いわば国家の仕組みのマニュアルといってもよいものを完成させたりしたことは、その証左となるだろう。

とはいえ、法律を整備し、官僚による公正な事務処理を完成させるだけでは、社会の統制が完全であるとは言い難い。統制が人々の自由意思に反する側面を残したままでは、反逆者・逸脱者を多く生み出し、統制が維持しようとする社会秩序に対して大きな脅威となるからである。よって、社会統制の次の段階は、人々を自発的に統制に従わせることで、合法的支配を補完することであった。

ミシェル・フーコーは、『監獄の誕生』において、近代社会はパノプティコン(一望監視施設型監獄)における監視が社会全体に行き渡った社会であると指摘した。このパノプティコンとは、功利主義の思想家ジェレミー・ベンサムが1791年の『刑罰理論』のなかで理想的な監獄として発表したアイデアであり、中央の監視塔からすべての囚人たちの動静を監視できるように円形に房(小部屋)を配した監獄である。この監獄では、囚人達は常に監視されているとの恐怖心に囚われ、常に規律に従おうと自らの行動を律していくことになるとされた。

社会がこの監獄と同じような状況になれば、法に縛られるのではなく、自らを律して、秩序に従う人びとが大量に発生する社会が出現したことになる。フーコーは、近代社会では、職場、学校、

家庭、病院などいたる所でこの監獄のような状態が発生していると指摘した。こうした社会は、一般に「規律訓練型社会」と呼ばれている。

社会政策の領域においても、こうした規律訓練を施す装置としての制度の存在は多く指摘されている。一例をあげるなら、芹沢一也の次の記述などがあるだろう。大正6年の済世顧問制度(岡山)を受け継いだ方面委員制度についての分析のなかで次のような指摘がなされる。

「方面委員にふさわしい人物として、著名人や 資本家あるいは公務員といった者が避けられ、中 産階級に属する者たち、『たとえば医師、宗教家、 質屋、薬種商、家主、差配人、家内工業の経営 者、米穀魚菜薪炭その他日用品の小売商』(小河 「方面委員制度(2)」二頁)などが理想だとされ たのも、かれらが日常的に無産階級者に接触する 機会に恵まれていたからである。こうした者たち が救済の主体であるような実践であるからには、 貧困者にとって方面委員は無私の恩人として現れ るのと同時に、方面委員にとっても貧困者はあた かも身内の人間であるかのように感じられるだろ う。この家族的な絆が取り結ぶ関係性において方 面委員は、困窮した貧困者のために迅速に最善の 処置を(ときには私財を投じてまで)施すのであ り、そうした心性において実現される救済事業の 効率性は、これまでの救済制度が決して望むこと のできないほどに高まるのである。しかも、その とき貧困者に喚起される感情は、ひとえに感謝の 念でしかないはずである。/こうしたシステムが 瞬く間に全国的に普及したのも理解できよう。… 社会秩序を脅かす未来の危険を、貧困者の日常的 な監視によって防ぐための『測候所』。社会に内 在的に構築される方面委員制度とは、貧困をめぐ る新しい言説がもっていたすべての関心を満足さ せる理想的な救済システムであった。」 17)

方面委員による親身の救済は、被救済者に真に 感謝の念を抱かせる。とはいえ、その救済は国家 権力によって用意されたものであることには変わ りがない。社会秩序を脅かさない範囲で救済を行 い、人々にその救済の程度を受け入れさせること で、既存の国家秩序に人々が自発的に服従するよ うに誘導する。すなわち、自ら服従するように規 律訓練するのである。このようにして、権力によ る社会統制の形態は洗練していったとされる。

社会統制を以上のようなものと考えると、パターナリズムはまさに批判の対象としての存在でしかなくなる。この時、パターナリズムは権力の奉仕者にすぎないからである。とはいえ、こうした認識は時代状況と相関したものであり、時間と空間を越えて妥当するものではないのも確かである。

3.2. 統制が放棄される時代

規律訓練型社会は、産業構造を始めとした社会 構造が比較的安定している時代には効率的であっ た。しかしながら、従来の産業には回収できない 不安定労働に就く人々が増えたり、移民やマイノ リティなどが増加して多様な価値観を持った人々 の存在が大きくなってくると、既存の秩序からは 逸脱するとされる人々が増えすぎてしまい、規律 訓練は非効率となってくる。こうした位相の変容 は、前期近代から後期近代へというより包括的な 時代の移り変わりを反映している。

ジョック・ヤングによれば、いまや逸脱や犯罪の原因を追求し更正させるといった包摂型の政策は重視されなくなり、リスク評価を基準に、不審者の「奴ら」をあらかじめ排除・分断・隔離するといった、保険統計的な犯罪予防政策が主流となった。すなわち、統制が放棄される社会の出現である。こうした時代には規律訓練よりも排除した方がコストはかからないからである。

「このような都市に特徴的な状況にあって、私たちは、用心深く、計算高く、世事に長け、保険統計的な態度をとるようになった。そして、困難な問題を回避し、異質な人々と距離をとり、みずからの安全や平穏が脅かされないかぎりで他人を受け入れる、という態度をとるようになった。しかし、このように判断を留保する態度が一般化するとともに、これとは矛盾する態度が現われた。

物質的に不安定で存在論的に不安な状況が、人々のあいだに、自分の感情を他人に投影するという態度を生み出し、道徳主義を広める条件になっているのである。社会のいたるところで、人々のあいだに非難と応酬が飛び交うようになった。シングルマザーやアンダークラス、黒人や放浪する若者、麻薬常習者、クラック常習者などの、コミュニティで弱い立場にある人々が、針で突つき回され、非難を浴びせられ、悪魔のように忌み嫌われるようになった。」¹⁸⁾

こうした時代には、以前は規律訓練により社会 秩序のなかに回収され統制を自発的に受け入れさ せられていた人々は、社会に居場所を失う。反抗 し逸脱していた人々には、従来は丁寧な指導のも とに社会に適応できるような措置が取られていた のだが、現代ではそうした人々は権力から端的に 無視されるだけとなる。そして、その犯行と逸脱 が社会の脅威とならないように監視の対象に過ぎ ないことになる。こうした状況こそ、社会的排除 と言えるだろう。社会的排除を統制の中心に据え る社会のあり方は「排除型社会」と呼ばれる¹⁹⁾。

いまや、統制してほしくても、規律訓練してほ しくても、無視されて統制が回避されてしまう時 代である。こうした時代には、むしろ適切な社会 的かかわり(適切な統制)を行い、「社会的包摂」 を行うことが目指されるのではなかろうか。

もちろん、ヤングの主張はここで終わっていない。彼は排除型社会論をさらに展開し、現代は「過剰包摂型社会」になったと言っている。もちろん、この過剰包摂型社会論は、排除型社会論を否定するものではなく、それを洗練させたものである。とはいえ、この議論の示唆するところを検討しておく必要があるだろう。最終節において、この論からの示唆も組み込んだ上での、論文の結論を探っていきたい。

4. 現代におけるパターナリズムの発揮のされ方 について

4.1. ワークフェアとパターナリズム それでは、現代社会において、具体的にどのよ うな形でパターナリズムが発揮されているのだろうか。ここで取り上げるのは、福祉と就労を組み合わせるように福祉国家における福祉給付形態が変化していくことである。はじめに述べたように、論者が社会政策に関心を寄せているということも理由であるが、現代国民国家のパターナリズムがもっとも身近に感じられるのは教育政策とともに社会(福祉)政策だからである。教育政策についても「シティズンシップ教育」との関連で若干触れたい。

社会の中での自己の位置づけを失った人々は、 国家の社会政策による支援や社会における連帯が 生みだす支援によって、位置づけを回復されなけ ればならない。もちろん、この支援は、社会変動 のもたらす環境の変化に対応したものでなければ ならないし、著しく自由とのバランスを欠くもの であってもならない。

先進国における景気後退により、大量の失業者があふれ、従来からの財政赤字の累積に加えて、福祉国家を支える財政基盤が切り崩されていくことになった。そのため、人々の社会への参加を確保するにも、財政支出を膨らませるという手法を採りづらくなる。また、国によって状況は異なるが、豊かになった福祉給付が福祉依存を生み、それを期待することによって生計を立てる家庭内で貧困が再生産されるといった弊害も生みだされていた。

こうした社会情勢にあっては、社会問題の性質も変化する。現代では、従来の給付体系を前提としつつも、不十分とならざるを得ない給付を補い、制度的な逆機能を克服するための方策が必要である。そうであるなら、社会参加のための教育と訓練を合わせて実施することで、一定の社会統合を確保するという社会政策体系を採用することにも合理性があるだろう。こうしたあり方は、周知のごとく「ワークフェア」と呼ばれている。

4.2. ワークフェアに対する批判

このワークフェアには批判も多い。こうした批 判は突然生まれたものではなく、批判の理論的系 譜が存在しているから、順次確認しておきたい。 指摘できるのは、ワークフェアに関する議論を する以前に、どのようなものであれ国家による生 活への介入は悪しきパターナリズムであるとして 批判する学問的傾向が存在していたということで ある。

金田耕一は、福祉国家の歴史を分析する中で、まずは、1980年代のニューライトによる小さな政府志向・福祉国家削減論(サッチャリズム)を取り上げる。サッチャリズムは、小さな政府を志向するが、個人と家族と社会に道徳的規律を押しつける政策も実施した。伝統的な家族による自助を強調して、福祉の後退を補おうとするものであった。これが、「個人生活の深部にまで介入する別の意味でのパターナリスティックな国家」²⁰⁾であるとして批判される。もちろん、ここでのパターナリズムは悪い意味合いを持つ言葉として利用されている。

一方で、正反対の路線であるはずの福祉国家の拡大路線も同じ論理で批判の対象となる。すなわち、拡大した福祉国家の福祉行政による生活侵害も批判されるのである。手厚い福祉行政は、専門家が生活向上を目指して助言や指導、さらには強制的手段を通じて介入する。しかし、「このような手厚い保護や援助は、受給者の専門家にたいする依存性を高め、受給者自身が自身の責任においてみずからの生活を選択する機会を奪う」²¹⁾から、パターナリスティックであり、新しい隷属の形態なのだという。福祉国家は、自由と幸福の条件として礼賛されてきたが、むしろ逆であり、支配の形態の進化だと考える立場である。

要するに、80年代のニューライト及びネオリベラリズムも、それ以前のイギリス労働党の福祉 国家を拡大する社会民主主義路線も、それらはどちらもパターナリスティックであるというまった く同じ論理で批判の対象となるのである。

こうした見解は、90年代後半以降の新しい社会民主主義が提唱したワークフェアに対する批判へも引き継がれていくことになった。渋谷望は、ワークフェアを、ニューライトすなわちネオリベラリズムの洗練形態(アドヴァンスト・リベラリズム)として批判している。サッチャー流の市場

原理主義への批判からワークフェアが生まれたが、国家が福祉給付と引き換えに市場で活躍するためのスキルを身につけさせる教育・訓練を施すのでは、市場をいっそう強化するべく奉仕しているだけではないかという主張である。すなわち、「労働市場から排除された個人に労働市場で通用するスキルとやる気…を身につけさせる『スプリングボード』」²²⁾としての政策であり、市場のもたらす価値観を絶対化するものだというのである。

「スキルとやる気」を身につけさせるのは、侵害原理が働かないのに本人の意思を一定方向に導くのであるから、先の定義によるパターナリズムである。よって、渋谷の批判はワークフェアのパターナリズム的な側面への批判と捉えてよいだろう。

どの時代の福祉国家による社会政策も、それらはパターナリズムであるからという理由で批判される。これは、「特定の生のあり方だけを規範化する『排他的で一元的な政治』に転化する恐れを十分払拭できない」²³⁾ という政策の一側面を敏感にかぎ分け反発を示すというメンタリティの伝統が存在するからかもしれない。こうした批判の姿勢が、ワークフェア批判に受け継がれたと考えてよいだろう。

とはいえ、国家や社会が何を行おうとも批判の対象とするのであれば、批判のための批判、いわゆる「為にする批判」であるというそしりは免れないであろう。もっと重要なのは、そうした無益な批判ではなく、もっと建設的な議論や試行錯誤のための条件整備が行えるような議論の土壌を構築していくことでなかろうか。

同じような批判姿勢は、教育政策の分野にも見られる。仁平典宏は、厳しい財政状況に対応して市民性が揺らぐ現代の生活不安の増大などに対応して、シティズンシップ教育が喧伝されていると指摘する²⁴⁾。シティズンシップ教育とは、社会の成員として期待される特性や能力を市民性の要件として育んでいくものである。この教育政策も、ワークフェアと同じく特定の生のあり方を規範化するとして批判の対象となっている。自主的に行

動できる人々を育てることがパターナリズムだというのである。

もちろん、こうした批判が全く無益であるとはいえない。根拠のない権力批判は別として、パターナリズムが行為者の自由/主体性を侵害する側面は確かに存在するのだから、この点への配慮は必要である。行為者の能力が発揮される現実の状況を考察する中で、行為者の自由/主体性が侵害される程度が過度であるのかそうではないのかといった視点からの批判であれば、欠くことができないだろう。

では、現代の社会状況に照らして、パターナリズムの行使のされ方はどの位置に落ち着けばよいのだろうか。最後に若干の考察を行い、提案としたい。現代では、正しいパターナリズムと不正なパターナリズムとはどう区分されるのだろか²⁵⁾。まずはワークフェア批判に応えた後に、その区分について検討し、この論文の結論としたい。

5. ワークフェアへの反論に応えて

国家のどのような政策にもパターナリズムが完全に払しょくされることはありえない。とりわけ、生活における主体的な判断能力が制約されている場面に多くかかわる社会(福祉)政策においてはなおさらのことであろう。先に取り上げた金田もこのことは認めており、パターナリスティックな福祉国家を全面的に拒否することはできないから、「共存のために必要な最小限の福祉を問い直すこと」²⁶⁾ だという結論をくだす。

適切な配慮がなされた正しいパターナリズムの 必要性は、常に確認していく必要がある。例えば、 以下のような指摘は重要である。

「弱いパターナリズムとは、ある人が実質的に自己自身の判断を下しえない場合に、その人の自由を制限することによって、保護を加えたり、利益を守ることである。病気で判断能力が低下しているとき、鬱状態で判断能力と行動能力が低下しているとき、介入が道徳的に肯定される。つまり弱いパターナリズムでは、判断や行動の能力低下が議論の前提とされている。」²⁷⁾

家族形態が多様化し地域社会が弱体化している 現代社会においては、従来のインフォーマルな 人々のつながりを期待した社会福祉の実践が難し くなってきている。それを補う対策の一つとして、 ソーシャルワークを充実させることが求められて いる。こうした時代には、支援を目的とするパター ナリズムはむしろ望ましいものとなっていくので はなかろうか。

渋谷が指摘したように、教育・訓練によるパターナリズムは市場を強化することに奉仕するという理由があるとしたら、これは批判の対象となるのだろうか。それでは、逆方向から捉えてみて、市場を強化しないとはどういうことであろうか。イエスタ・エスピン=アンデルセンは、様々な財やサービスが市場に依存せずに供給される状態を表わす「脱・商品化」の概念を提唱した²⁸⁾。彼が言うように公的セクターが供給主体になれば、市場に相対的に依存しない財・サービスの供給方法(再配分の政治)もありうるだろう。

とはいえ、先に指摘したワークフェアが必要と される時代的背景を考慮することが必要である。 この点について、いくつかの論点をみていこう。

ジェラード・デランティによれば、西洋の多文化主義、すなわち特定の生のあり方を規範化しない政治のあり方は、経済成長期の「経済的、社会的安定性にもとづいて現れたものである」²⁹⁾。自らの経済的保障が福祉国家によってなされている間は、どのような生のあり方をも保障する経済的給付も人びとは反発せずに許容する。しかしながら、そうした条件が崩れた時には、〈他者〉の生を経済的に保障することに出費することは心情的にも実際的にも難しい。そうであるなら、従来の再配分の政治以外の政治が探られなければならないだろう。現在のところ代替策として提案されているのが、市場を人々が活用すべく自律性を身につける教育・訓練ではなかろうか。

また、先のアンデルセン自身が後の文献で述べているように 300、高い福祉給付は失業の増大とのトレードオフである。失業が一定水準を越えるようになったポスト・工業化の時代には、失業への対処こそ優先されるべきであろう。先進国では、

技術変化に対応できる高技能労働とサービス産業 労働者が求められ、「大量の低技能労働者を単純 な流れ作業生産」³¹⁾ に吸収した生産部門は大幅 に縮小する。こうした産業構造の変化に対応して 生まれる教育・訓練を重視する労働移動への対応 策は、経済成長・所得拡大を求めた積極策という よりは、それ以外に打つ手がない消極的な対策と して必要とされているのが現状である。

さらに、福祉給付制度が成熟すれば、制度疲労により設立当初の目的から逸脱した形態での利用 実態が生まれ、制度的に社会的排除を作り出して しまうこともある。その一つが「福祉依存」の現 象であろう。社会民主主義の政党であるイギリス 労働党が政権をとっていた時期に社会保障担当大 臣のひとりであった人物が、就任以前の時期に次 のように指摘していた。

「ミーンズテスト [付きの給付] がだんだんと 大きな位置を占めるようになったので、福祉は次 第に破壊的に働くようになっている。努力を罰し、 貯蓄を攻撃し、誠実さに課税するのである。ミー ンズテストはスティグマを与えるという昔からあ る嘆きは今ではマイナーな問題だ。…ミーンズテ ストが問題なのはインチキで嘘つきの国民を着実 に補充していることである。」³²⁾

驚くべきことに、これは左派政権の大臣の言葉である。近年、ベーシック・インカム(BI)論者の主張において、無条件給付が勤労意欲を低下させるものではないとの論調もあるが³³⁾、それはイギリスの経験を見落としているだろう。イギリスでは、BIとまではいかずとも、失業者にはかなり条件が緩やかな失業給付が支給されていた。そのため、ミーンズテストがスティグマを付与しないほどに当たり前のものとなり、勤労よりも給付を選ぶ国民が増えすぎて社会問題化した。すなわち、給付が勤労意欲を低下させた実例があるということになる。だからこそ、ワークフェアという解決策が必要になったのが実際のところである。

以上の事情を考えるなら、教育・訓練でもっ

て、市場へ対応する能力を身につけるよう支援したり、福祉依存の問題を解決するというのも一つの方向性としてあってよいということになるのではなかろうか。すなわち、市場を強化するパターナリズムは一概に否定できるものではない。

正しいパターナリズムと不正なパターナリズム

それでは、ワークフェアを始めとした現代福祉 国家の施策において、正しいパターナリズムとは どのようなものであろうか。現代社会の状況の考 察から、少なくともいくつかの条件が明らかにな るだろう。①人々の福祉の増進を進めるもので あって、それを阻害するものであってはならない、 ②主体性を取り違える誤謬を避ける、といったも のである。最後に、それぞれに関して検討して、 この論文を閉じたい。

まずは①である。パターナリズムの議論には、 人々の福祉の増進を進めるといった観点からは著 しくバランスを欠いた議論が存在するのも確かで ある。先に確認したハートの新しいパターナリズ ムとまったく同じ名前でありながら、内容は大き く異なった「新しいパターナリズム」論がある。 ローレンス・M・ミードの主張である。

ミードの主張によれば、社会政策へのパターナリズムのアプローチは、詳細な管理を通じた行動の強制が行われるものであるという。旧来の社会政策(伝統的な社会政策)は、人々に自由に人生の選択を行わせれば、給付を受ける人々は法を守り社会の利益にかなう行動を採るようになると考えていたが、パターナリストの社会政策の考えは異なっている。人々に権限付与を行うのではなく、福祉給付と引き換えに労働や学校への通学といった教育・訓練を代償として求めるのだという³⁴⁾。また、こうした政策姿勢は、「モラルだけではなく基本的な秩序や社会機能が危機にさらされているために強い支持を得ている」³⁵⁾とされる。

彼の主張は、同じ新しいパターナリズムという 名称でありながらも、「権力の拡張に資する意味 でのパターナリズムを制限する」という内容には なっていないし、不利な立場にいる人々を社会的 に包摂しようという意図を持つものでもない。社会秩序の観点から、福祉給付と人々の管理を引き換えにしようという福祉制限主義の発想になってしまっている。そもそも現代社会において、パターナリズムが求められるのは社会的包摂によって社会的排除の状態を克服し、人々の福祉を増進することが目的なのだから、そうでないミード流のパターナリズムは回避されなければならないだろう。

宮本太郎は、ワークフェアを分類する論文の中で³⁶⁾、ワークフェアをワークファースト・モデルとサービスインテンシブ・モデルに分けている。ワークファースト・モデルとは、まさにミードの立場であり、「市民権に伴う義務の要素を拡大して、福祉の受給者を社会に統合していく」³⁷⁾。このアプローチは、福祉給付額を個人別にも総額にも削減することが直接の目的である。もう一方のサービスインテンシブ・モデルとは、「人々の就労可能性を高め、かつ就労を見返りのあるものとしていく」³⁸⁾ ことに力点がある。このアプローチの場合、予算の削減が目的というよりは、利用目的をうまく組み替えることに主眼がある。これは、社会民主主義・中道左派の立場である。

繰り返すが、社会の変化によって求められるパターナリズムは、人々の福祉の増進を進めることで包摂を追求するものであるから、ここでの条件で妥当するのは、サービスインテンシブ・モデルのみであるということになるだろう。

次に②である。ワークフェアのパターナリズムに対する批判には、別の角度のものも存在している。先にも登場したヤングの「過剰包摂型社会論」である。これは、次の論理展開をたどる議論である。

ワークフェアにおける教育・訓練の対象として 選定された集団は、社会的に排除されている働か ないアンダークラスというレッテルを貼られ、そ うでない集団と区別される。このように二項対立 の形式で諸集団を分類することで、下位とされた 集団はスティグマ化される。しかしながら、実際 には、アンダークラスは家事サービスや清掃サー ビス、その他の肉体労働などに従事するサービス 階級として自己形成しており、非合法な労働である可能性が高いが、すでに労働に従事していることが多いという。また、先進国では、サービス階級なしには、もはや上層の中流階級の生活は成り立たない状況にあるという社会構造の側の要請もあることは忘れてはならないという。そうであるなら、すでに労働している人々に教育訓練することは、社会的包摂といったところで包摂作用が過ぎるということになる。また、包摂する先にあるのが不安定労働なら、包摂ではなく別種の排除である。

こうした批判は一定の説得力を持っている。確かにすでに再帰的に自己形成し労働に携わっている人々には、いらぬお節介は無用である。ワークフェアのパターナリズムが、行為者の主体性を過小評価する施策であるのならば、著しくバランスを欠くといっても過言ではない。

とはいえ、ここで取り上げられるのが合法的な 正規の労働ではないことには注目すべきであろ う。社会福祉政策はあくまで合法的に社会的包摂 を行うことが目指されるのだから、過剰包摂型社 会論の主張があるからといって、ワークフェアが 妥当性を失うとは考えられない。やはり、求めら れるのは合法的な秩序への包摂であろう。この論 文の第四節でも指摘したようにバランスの問題で あって、パターナリズム一般が否定されるもので はない。パターナリズムが過剰とならないように 常に配慮するという条件が課せられるのみであ る。

こうした二つの前提に立たないパターナリズムは、不正なパターナリズムとして従来より批判の対象となってきた「いわゆるパターナリズム」と言えるだろう。ここで必要になるのは、こうした不正なパターナリズムを正確に選り分けることで、必要とされる正しいパターナリズムを救い出していくことなのである。

【文献】

内田隆三, 2002, 『国土論』 筑摩書房

桶澤吉彦,2005,「『同意』は介入の根拠足り得るか?――パターナリズム正当化原理の検討を通して――」『新潟 青陵大学紀要』(第5号 2005年3月):77-90頁

金田耕一,2000,『現代福祉国家と自由 ポスト・リベラ リズムの展望』新評論

澤登俊雄(編著), 1997, 『現代社会とパターナリズム』ゆ みる出版

澤登俊雄, 1997,「はしがき」『現代社会とパターナリズム』 ゆみる出版: 3-6 頁

渋谷望, 2003, 『魂の労働 ネオリベラリズムの権力論』 青土社

芹沢一也,2001,『〈法〉から解放される権力 犯罪、狂気、 貧困、そして大正デモクラシー』新曜社

武智秀之, 2001, 『福祉行政学』中央大学出版部

仁平典宏,2009,「〈シティズンシップ/教育〉の欲望を組みかえる――拡散する〈教育〉と空洞化する社会権――」 『自由への問い5 教育――せめぎあう「教える」「学ぶ」 「育てる」』 岩波書店:173-202 頁

畑本裕介, 2008, 『再帰性と社会福祉・社会保障――〈生〉 と福祉国家の空白化』生活書院

花岡明正, 1997, 「パターナリズムとは何か」『現代社会と パターナリズム』 ゆみる出版: 11-50 頁

丸山真男, 1946, 「超国家主義の論理と心理」『世界』1946 年5月号(岩波書店)

(ただしここでは1996年の全集よりの引用)

宮本太郎, 2004,「ワークフェア改革とその対案 新しい連携へ?」『海外社会保障研究』No.147 (summer 2004): 29-40

山森亮, 2009, 『ベーシック・インカム入門 無条件給付 の基本所得を考える』 光文社新書 389

横山謙一, 1997, 「パターナリズムの政治理論――その歴 史的考察(西洋政治史)――」『現代社会とパターナリ ズム』ゆみる出版: 161-198 頁

Delanty, G., 2000, *Citizenship in a Global Age*, Open University Press = 佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ 新しい社会理論の地平』日本経済評論社、2004 年

Esping- Andersen, G., 1990, The Three Worlds of Welfare Capitalism, Basil Blackwell Ltd. = 岡本憲夫・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001 年

, 1999, Social Foundation of Postindustrial Economies, Oxford University Press = 渡辺雅男・渡辺 景子訳『ポスト工業社会の社会的基礎 市場・福祉国家・ 家族の政治経済学』桜井書店, 2000 年

Etzioni, A., 1996 The New Golden Rule: Community and

Morality in a Democratic Society, Basic Books

, 1999 The Limits of Privacy, Basic Books

Field, F., 1996, Stakeholder Welfare, IEA Health and Welfare Unit

Foucault, M., 1975, Surveiller et Punir: Naissance de la Prison, Gallimard = 田村俶訳『監獄の誕生――監視と処罰』新潮社、1977年

Mead, L.M., 1997, "The Rise of Paternalism" in Mead, L.M.(eds.)The New Paternalism: Supervisory Approaches to Poverty, Brookings Institution Press: 1-38

Mill, J. S., 1859, *On Liberty* = 塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫(白116-6)

Sandel, M. J., 2009, *Justice:* What's the Right Thing to Do?, Farrar Straus & Giroux (T) = 鬼澤忍訳『これからの「正義」の話をしよう いまを生き延びるための哲学』早川書房、2010 年

Weber, M., 1956, Wirtschhaft und Gesellschaft, Grundriss der verstehenden Soziologie, (vierte, neu herausgegebene Auflage), besorgt von Johannes Winckelmann = 世良晃 志郎訳『支配の社会学 I』 創文社, 1960 年

Young, J., 1999, The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity, SAGE Publication = 青木秀男他訳『排除型社会 後期近代に おける犯罪・雇用・差異』洛北出版、2007 年

- 1) ちなみに、著者自身(畑本)は、この「戦争」という概念では不正な側面がとりわけ重視されるべきだと考えている。ただし、ウォルツァーの主張の概念を取り扱う技術的側面には肯定的な評価を与えたい。
- 2) 畑本 [2008] では、福祉給付への負担からの中産階級の離脱を引きとめるべく「労働」のレトリックを利用すべきであるとの提案を行った。この論文は、この主張を別の角度から補う意味合いもある。
- 3) 澤登 [1997] 4頁
- 4) Weber, M. [1956] (邦訳 [1960] 39-47 頁)
- 5) Mill, J. S. [1859] (邦訳 [1971] 24 頁)
- 6) ibid, 25 頁
- 7) 花岡 [1997]
- 8) 花岡 [1997] 25 頁
- 9) Sandel, M.J. [2009] (邦訳 [2010] 321-323 頁)
- 10) ちなみに論者は、コミュニタリアニズムに一定の理解を示している。コミュニタリアニズムとは、政治的行為において伝統やコミュニティのもつ負荷を考慮することで人々の政治的参加を実質的なものとしていこうとする立場である。もちろん、ここでも伝

統やコミュニティの持つ権力作用に対する警戒が必要である。そのためにも、パターナリズムをどのように制限していくかという議論が重要になる。

- 11) 内田 [2002] 138 頁
- 12) 丸山 [1946] (= [1996] 22-23 頁)
- 13) Etzioni, A. [1996] p.56
- 14)「倫理学や公共政策について回るのは、善と悪や正 と誤の選択でないことが多く、むしろ二つの対立す る正や善に直面したときにその進むべき道を示して いくという気のめいる挑戦なのである。」(Etzioni, A. [1999] p.4)
- 15) 横山 [1997] 166 頁
- 16) もちろん、三つのうちどの形態が中心となるかは、 現実を特定の観点にしたがって取り出した行為パ ターンの範型である理念型であり、現実にはそれぞ れが混在していることは言うまでもない。
- 17) 芹沢 [2001] 179-180 頁
- 18) Young J. [1999] (邦訳 [2007] 13-14 頁)
- 19) Young J. [2007] (邦訳 [2008] 72 頁)
- 20) 金田 [2000] 112 頁
- 21) 金田 [2000] 113 頁
- 22) 渋谷 [2003] 53 頁
- 23) 仁平 [2009] 191 頁
- 24) 仁平 [2009] 173 頁

この論文は、社会政策研究ネットワーク (SPSN) 第83回研究会 (法政大学にて、2010年3月27日) における仁平氏の発表 (「仁平典宏氏の発表「『シティズンシップ教育』における〈社会的なもの〉の位置 一権力概念の転換 (という誤認)をめぐって」) に対して行った著者のコメントをもとにして執筆されたものである。この論文を執筆するインスピレーションを与えてくださった仁平氏には、ここに記して感謝申し上げたい。

- 25) この論文と分析の角度が違うが、社会政策論・社会福祉学の文脈で、パターナリズムを単なる批判の対象以上の問題として扱った文献に(桶澤 [2005]) がある。
- 26) 金田 [2000] 116 頁
- 27) 武智 [2001] 192 頁
- 28) Esping- Andersen,G. [1990] (邦訳 [2001] 23-24 頁)
- 29) Delanty, G. [2000] (邦訳 [2004] 206 頁)
- 30) Esping- Andersen,G. [1999] (邦訳 [2000])
- 31) ibid, (邦訳 155 頁)
- 32) Field, F. [1996] p.9
- 33) 山森 [2009] など
- 34) Mead, L.M. [1997] p.3
- 35) ibid., p.17
- 36) 宮本 [2004]
- 37) ibid., 30 頁
- 38) ibid., 31 頁

Just and Unjust Paternalism

— How do we justify workfare? —

HATAMOTO Yuusuke

Abstract

This paper aims to focus on the positive aspect of "Paternalism", and justify workfare policy on the ground of it. For that purpose, I make use of the standpoint of Social Change Theory.

Firstly, I confirm that Devlin-Hart debate made "New Paternalism" concept and gave concept new meanings. With some reservation, paternalism have another side meaning besides a negative one.

Secondly, from the standpoint of Social Change Theory, I examine how we take up paternalism in modern age. In some ages, Paternalism had been criticized but in other ages, it had been appreciated positively. In modern age, which shifted from a Disciplinary Society to a Exclusive Society, it comes to be appreciated under the new condition.

Finally, I examine "Workfare" for an example that paternalism is made use of in modern welfare state. Then, I justify it through the refutation of criticisms for it.

Key words: paternalism, workfare, exclusive society, welfare state, social policy